

戸籍に関する証明書等の請求書

受付番号

あて先 荒川区長

1 どなたの戸籍が必要ですか

令和 年 月 日

本籍 (外国籍の方は国籍)	荒川区	丁目	番地 番
筆頭者氏名 (または戸主の氏名)			
※ 筆頭者が亡くなられていても変わりません		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

2 窓口に来られた方はどなたですか

住所			
氏名	フリガナ	電話番号 ()	
生年月日	大・昭・平・令・西暦	年	月 日
筆頭者からみた関係	本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫・その他 ()		

3 証明書を使う方はどなたですか(窓口に来られた方と同じ場合は、記入不要です)

住所			
氏名	フリガナ	電話番号 ()	
生年月日	大・昭・平・令・西暦	年	月 日
筆頭者からみた関係	本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫・その他 ()		

4 請求理由

証明書を使う方が、筆頭者からみて「その他」の場合は、使用目的・提出先の名称などを必ずご記入ください。

【使用目的】

【提出先】

□ 相続の手続き	【氏名 続柄】の死亡による手続きのため、
	□ () の死亡の記載がある戸籍 () 通
	死亡年月日 大・昭・平・令 年 月 日
	□ () の出生～死亡までの戸籍 () 通
	□ () の () ～ () までの期間の戸籍 () 通
□ 年金の手続き	国民・厚生・共済・基金・その他 () 年金の (老齢・障害・遺族) 年金の (裁定・死亡・未支給) の手続きのため () に提出します

5 どの証明書が必要ですか

戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本)	通	身分証明書	通
	個人事項証明書(戸籍抄本)	通		証明したい方 ()
除籍	全部事項証明書(除籍謄本)	通	※ 本人以外の方が来られた時は、委任状が必要です。	□ 受理証明書 通
	個人事項証明書(除籍抄本)	通		
改製原戸籍	謄本	通	□ 届書記載事項証明書 通	
	抄本 必要な方 ()	通	届出の種類 婚姻・離婚・出生・死亡 届 その他 () 届 届出年月日 年 月 日 証明したい方 ()	
一部事項証明書 (戸籍 ・ 除籍) 通			不在籍証明書 通	
証明事項 ()			電子証明書提供用識別符号 (戸籍 ・ 除籍) 通	
戸籍の附票 (全部 ・ 一部) 通			その他 通	
一部の場合、証明したい方 ()			()	
証明したい住所:				
本籍・筆頭者の表示 (する ・ しない)				
請求者(代理人からの請求の場合、委任状)からみて、戸籍の附票に記載されている方が本人・配偶者・直系親族ではない場合、原則記載できません。 記載を必要とする場合その理由を詳細にお書きください。 ※ 在外選挙人の登録情報又は住民票コードの記載を希望される方はお申し出ください。(裏面参照)				

その他、親族関係図の作成・注意事項は裏面に記載しています

※ 偽り、その他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

受付 交付

本人確認	1号 免 運経 パ 個 住 障 在 特永 その他 ()	【権限を証明する書類等】 委任 登記 資格 社員 身分 その他 () 戸籍 副本 ()		
	2号イ 資 介 限認 年 その他 ()			
	2号ロ 社員 学生 その他 ()			

その他 記入欄

聴き取り内容／親族（相続）関係図

請求に当たっての注意事項

- 1 ボールペンで記入して下さい（消せるペンは使用しないでください）
- 2 請求理由をご記入ください
 - （１）権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - （２）国または地方公共団体の機関に提出する場合
証明書等を提出する国や地方公共団体名、提出を必要とする理由を記載してください。
 - （３）その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
- 3 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
- 4 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
- 5 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
- ※ 6 戸籍の附票について
在外選挙人の登録情報及び住民票コードについては特別の請求がない限り記載しません。
請求内容によっては記載出来ない場合もございますので、御了承ください。
- 7 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号について
行政機関が使用することで、戸籍（除籍）電子証明書の取得が可能となる符号（16桁の数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
戸籍証明書等の提出が不要になるかは手続きごとに異なりますので、詳しくは手続き先にお尋ねください。
- 8 届書等情報内容証明書について
利害関係の方が特別の事由がある場合に限り、請求可能です。
- 9 本人確認資料について
窓口に来られた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
- 10 権限確認資料について
窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。